

平成23年6月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした後記第2の2の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、再審査請求書の初診日を記入する欄に「昭和〇年〇月頃」と記載して、網膜色素変性症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣(注:障害基礎年金の給付を受ける権利は、平成22年1月1日から厚生労働大臣が裁定)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「今回ご請求の傷病名(網膜色素変性症)については、現在提出されている書類で当該請求にかかる傷病の初診日が不明であり、支給要件の可否が判断できないため。」という理由により、障害基礎年金の裁定請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その理由は、障害基礎年金請求却下理由である「傷病の初診日が不明」について不服がある、ということである。

第3 問題点

1 事後重症による裁定請求により障害基礎年金が支給されるためには、その障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する

場合は当該他の傷病。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、国民年金の被保険者(以下、これを「被保険者資格要件」という。)であり、かつ、国民年金の保険料納付等について所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たした上で、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が国民年金法(以下「法」という。)施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度の障害の状態に該当すること(以下「障害程度要件」という。)が必要とされている。

3 上記保険料納付要件については、次のようになっている。

すなわち、初診日において請求人が20歳未満である場合は別にして、初診日が昭和61年4月1日以降にある場合には、その前日において、当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月をいう。以下同じ。)の前月)までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合、当該初診日の属する月前における直近の基準月の前月)までの1年間(当該初診日において被保険者でなかった者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間)が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていることが必要となる(法第30条第1項、第30条の2第1項及び第2項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。)附則第20条第1項及び第21条)。

2 本件の場合、保険者が、当該請求にかかる傷病の初診日が不明であり、支給要件の可否が判断できないとする原処分にか

対し、請求人は、当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は昭和〇年〇月頃であると主張しているので、本件の問題点は、まず、本件初診日がいつかであり、本件初診日において、所定の被保険者資格要件及び保険料納付要件を満たしているかどうかである。そして、これら2要件を満たしている場合、次に、障害程度要件を満たしていると認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 本件初診日について判断する。

(1) 初診日に関する証明資料は、国民年金法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接それに関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜、「初診日認定適格資料」という。）でなければならないと解するのが相当である。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁から発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も給付の公平を期するための尺度として、この認定基準に依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）の「第1 一般的事項」には、「初診日とは、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」とされている。

(2) 提出されている資料から、本件に関する初診日認定適格資料であると認められるものは、① a病院（以下「a病院」という。）・A医師作成の診断書（平成〇年〇月〇日付）（以下「本件診断書」という。）及び② 〇〇が平成〇年〇月〇日付で交付した請求人に係る身体障害者手帳であり、これら

の他には存しないところ、①は、傷病名を「網膜色素変性症」、傷病の発生日月日「昭和〇年〇月頃 本人の申立て」と及び初めて医師の診療を受けた日「昭和〇年〇月頃 本人の申立て」と記載されている。そして、診断書作成医療機関における初診時所見欄は、初診年月日「昭和〇年〇月〇日」とされていることから、当該医療機関の初診日は「昭和〇年〇月〇日」とであると認めることができる。②は、障害名「視覚障害 1級（右）視力〇.〇（左）視力〇.〇 3級（右）両眼視野〇度以内・損失率〇%以上（左）両眼視野〇度以内・損失率〇%以上 2級」と記載されているだけであり、本資料によって本件初診日を認定することはできない。

(3) 上記の初診日認定適格資料によれば、本件初診日は、請求人が、当該傷病のためにa病院を受診した「昭和〇年〇月〇日」と認めるのが相当である。

障害基礎年金の裁定請求における初診日の認定は、基本的には、初診日認定適格資料の有無とそれによる初診日認定の相当性の問題であり、裁定請求者の主張の趣旨や内容にもよるが、その主張する時期に必ずしも拘束されるものではない場合もあり、その場合には、主張されている時期だけを検討の対象とすれば済むというわけではなく、初診日認定適格資料の有無や証明力等を検討した上で、初診日についての適切な認定判断をすべきものと考えられる。しかるところ、本件では、請求人は、その記憶のみに基づいて、一応昭和〇年ころを初診日としているものの、審理期日における陳述等からは、これに拘泥しているわけではなく、むしろ上記①の診断書から明らかな昭和〇年〇月を初診日として主張したい意思もあることが認められ、そしてそれは、当該傷病にもかかわらず、〇歳で婚姻し〇歳で離婚したものの、更にその後再婚という経緯の中で日常生活を

送ってきたことや、昭和〇年〇月までは請求人自らが厚生年金保険の被保険者資格を有していたという生活歴が本件記録から認められることに照らし、請求人としては、あらためて当該傷病により診療を受ける必要性を感じてa病院で初めて診療を受けた昭和〇年〇月が初診日にふさわしいのではないかと考えるものとして肯けるというべきであり、本件記録からは、請求人に、資料を殊更に秘匿するなどして初診日の認定を妨げ、あるいは誘導しようというような意図は全くうかがえないことから、本件における初診日認定適格資料に基づいて上記のとおり初診日を認定するのが相当と判断したものである。

- 2 本件初診日を昭和〇年〇月〇日と認定した上で、請求人に係る被保険者資格要件及び保険料納付要件を検討すると、次のとおりである。

請求人にかかる国年資格記録Ⅰ及びⅡ（共通）によれば、請求人は、本件初診日において、国民年金の被保険者であり、当該初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月の前月までに国民年金の被保険者期間があり、被保険者資格要件を満たしている。また、前記第3の2に記した所定の保険料納付要件を満たしていることが明らかである。

- 3 次に、障害程度要件について検討する。

請求人は、当該傷病により視力障害と認められ、これにより1級の障害基礎年金が支給される障害の状態としては、国年令別表に「両眼の視力の和が0.04以下のもの」（1級1号）が定められている。そして認定基準第3第1章第1節／眼の障害によれば、屈折異常のあるものについては、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた矯正視力を測定し、これにより認定するとされ、また、両眼の視力は、両眼視によって累加された視力ではなく、それぞれの視力を別々に測定し

た数値であり、両眼の視力の和とはそれぞれの測定値を合算したものをいうとされているところ、本件診断書によれば、本件初診時には「両眼に網膜色素変性症を認めた。」とされ、平成〇年〇月〇日現症時の矯正視力は、右〇.〇、左手動弁であるので、本件障害の状態は、国年令別表に定める1級の程度である「両眼の視力の和が0.04以下のもの」（1級1号）に該当する。

- 4 そうすると、原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。